

平成20年9月22日

文部科学省
生涯学習政策局社会教育課長 殿

社団法人国立大学協会

「図書館・博物館（司書・学芸員）の在り方」に関する意見について

このことについて、別紙のとおり意見を提出しますので、よろしくお取り計らい
願います。

社団法人国立大学協会
e-mail : chosa@janu.jp
電話:03-4212-3513,3515

「博物館に関する科目（改正案）」に対する意見

今回の改正案は、今般、専門的領域を担う学芸員に求められている高度な専門性と実践力の向上を企図したものであり、学芸員資格を取得するための教育内容を充実させ、必要な科目及び単位の見直しを図るなどの実質化の方向性については、理解できるものである。

その一方で、大学教育の現場に大きな混乱を招きかねない問題をもはらんでいるという感を禁じえない。以下に3つの観点からそれらを列挙する。

1. 学生の履修に関する負担への配慮

国立大学法人の多くが学芸員の資格取得のために必要な科目を開講しているところであるが、多くの場合、卒業要件に算入しない「自由科目」として開講している場合が多い。

学芸員に必要な学術的成果を分かりやすく表現する能力は、個別の学術分野におけるきわめて高度な専門的知識を背景としてはじめて可能となるものである。大学としては、まずは専門の勉学に集中できる環境を提供すべきと考えるが、今回の見直しにより必修科目数及び単位数が増加されるならば、それだけ学生の負担が増大し、専門分野の学習が疎かになる可能性がある。

毎年、1万人を超える学生が学芸員資格を取得しながら、実際に学芸員として就職できる者はごくわずかという状況の中、それでも学芸員の資格を取る学生が一定数存在することで、博物館の良き理解者や学習内容を他分野で応用する者が出てきて、ある程度の裾野が確保できると考えられる。

しかしながら、負担増を懸念した学生が自ら学芸員資格取得を断念するようになれば、博物館の質の高い人材の確保の面のみならず、博物館の良き理解者等を養成する側面からも大きな痛手となり、結果的に博物館自身の存立基盤の弱体化に拍車をかけることになりかねない。

また、改正に伴い、現在の制度・科目等によって資格を取得しようとしている在学生に対し、不利益または新たな負担が生じないよう経過措置を取るなどの配慮を求めたい。

2. 担当教員の確保について

各大学においては、限られた専任教員、非常勤教員によって授業が実施されている現状がある。

改正後も学芸員の養成課程を維持していくとすれば、授業を担当できる教員の充実・確保が不可欠であるが、教員の定員削減が着実に進行し、既存の専門分野の教育・研究レベルを維持することに汲々としている多くの国立大学法人にとって、「博物館に関する科目」の担当専任教員のみを増員することはきわめて困難である。

仮にそれが可能であったとしても、今回のように大幅な改正が実施されれば、博物館等実務経験者の専任教員としての採用をめぐり、他の国家資格における人材養成を推進した際と同様、大学間で熾烈な競争が引き起こされると考えられる。非常勤講師についても同様な現象が起こることが予想できる。近年、博物館に勤務する学芸員の兼職が厳しく制限されるようになっているため、非常

勤講師の確保ですら困難を極めるに相違なく、とりわけ、学外に専門家の少ない地方大学においては、相当に厳しい状況となることは言うまでもない。

そもそも、国立大学法人には、運営費交付金の削減に伴い非常勤講師枠を大幅に縮小しなければならないという事情が存在しており、「博物館に関する科目」のみを例外に、新たな非常勤講師を配置することも難しい。

上述の人材的及び予算的な理由により、専任教員、非常勤講師のいずれも確保ができない場合、博物館学の専門家でもなく、博物館での実務経験もない教員が授業を担当せざるをえない状況に追い込まれるが、そのことはその教員の負担増を招くばかりでなく、「博物館に関する科目」の教育レベル及び質を低下させてしまうことになり、改正の本来の趣旨に逆行する結果を招来することとなる。

3. 科目等の内容について

今回示された科目名を見ると、いくつか統合・削除できる科目があるように思う。

まず、「博物館資料論」、「博物館保存科学論」及び「博物館展示論」は、科目の境界があいまいであり、履修の狙いも重複していると思われるので、この3科目を統合して2科目4単位とすることは可能であると考え。あるいは、これらを「人文社会系博物館資料保存・展示論」及び「自然史系博物館資料保存・展示論」というように、対象で分けするのの一つの方法と考えられる。

一方で、「博物館保存科学論」や「博物館展示論」については専門性がきわめて高く、これらを担当し、体系的かつ学術的に講義できる人材は、ほとんどいないという現状があることも考慮いただきたい。

このほか、「博物館経営論」と「博物館と地域社会」は統合して1科目2単位で対応可能であると思われる。

また、改正案では、単位数は増加されたものの理論ばかりが拡大され、最も重要な「博物館実習」が3単位のままで据え置かれている。これでは、博物館側が要求している実務経験を通じた人材育成には程遠いと感じざるをえない。

これらのことから、科目数と科目間の内容調整をより慎重に行うべきと考える。

4. 総括

全国で毎年1万人を超える新規学芸員資格取得者が存在する一方、博物館学芸員として就職できる者は僅少という状況の中、大学教育にのみ過重な負担を強いるべきではないと考える。学芸員に経営・管理能力、教育能力、コミュニケーション能力などの向上が必要なことは確かであるが、それらは学芸員として就職した後に博物館等での実践を通じて初めて会得される部分も大きいと思われる。学芸員の専門性とは、学芸員となって勤務する博物館の性質によって規定されるものでもあるため、学芸員資格の取得を目指すすべての学生に求めるよりも、博物館に就職した後に職場研修という形で補うことでも対応可能であると考え。

既に述べたように、各大学の自助努力には限界があり、該当科目の担当教員の確保及びカリキュ

ラムの編成については困難をきわめることは自明であるので、放送大学を始めとする遠隔授業の充実・活用、地域ブロックでの共通の学芸員資格における教育の充実を図る施策を検討すべきである。また、学生及び教育現場の混乱を最小限に抑えることから、その対応には、十分な経過措置を設けることが必要であると考えます。

今回の改正案については、その意義は十分に認めるものであるが、教員定員の拡大や予算の措置、大学と博物館の連携の制度的強化、学芸員の博物館への就職率の制度的向上などの施策とセットで実施されないかぎり、実際の教育現場に大きな混乱をもたらすものとなる。

このことを踏まえ、今後においても、慎重かつ十分な検討及び事前の情報提供を望むものである。

「図書館に関する科目（試案）」に対する意見

これまで、大学における司書養成は、図書館法に規定された大学における図書館に関する科目が明確ではなかったため、司書講習のために制定されていた科目を大学教育に転用する形をとってきた。今般、答申を受けて、生涯学習振興の推進にあたり、司書及び司書補の役割の重要性が再認識され、そのための資格要件である司書養成課程において履修すべき科目が定められることは理解できる。

一方で、科目・単位数や制度については、若干の意見を述べたい。

今回の法改正に伴って制定される「大学における図書館に関する科目」は「司書に必要と考えられる基礎的な知識・技術を学ぶために必要な内容」と位置づけられていることに鑑みると、「図書館資料に関する科目」の単位数が現行より減少し、他方「図書館経営に関する科目」が増加しているのは、明らかにバランスを欠いていると思われる。地域の住民に情報を効率的かつ効果的に提供するためには、図書館で扱う資料について知識及びその整理、組織化が不可欠であることを考慮願いたい。

また、改正により、むやみに単位数（時間数）を増やすのではなく、それが司書資格にとって必要な科目かどうかを精査いただきたい。

学芸員資格と同様に、司書資格の取得を目指し現行科目のもとで履修している学生についても、不利益や新たな負担とならぬよう配慮を願うのは言うまでもないが、新しい科目の設置による大学側の対応等を考慮し、法改正の後の経過措置についても検討が必要であると考えている。